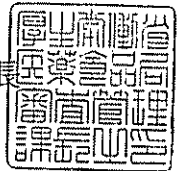


薬食審査第0716007号
平成16年7月16日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局審査管理課長



一般用医薬品から医薬部外品への移行措置に伴い
新たに医薬部外品とされたものについて

一般用医薬品から医薬部外品への移行措置に伴い新たに医薬部外品とされたもの（以下「移行品目」という。）の取扱い及びその範囲（以下「新範囲」という）については、平成16年7月16日薬食発第0716002号医薬食品局長通知「一般用医薬品から医薬部外品への移行措置に係る薬事法施行令の一部改正等について」及び同日薬食発第0716006号医薬食品局長通知「一般用医薬品から医薬部外品に移行する品目の範囲について」により各都道府県知事等あて通知されたところであるが、医薬品製造（輸入販売）業者から届出られた品目のうち、移行品目として確認された品目について、別紙のとおりとりまとめたので、御了知いただきたい。

